

国指定大東諸島鳥獣保護区
指定計画書

平成16年11月1日

環 境 省

1 保護に関する指針等

- (1) 国指定鳥獣保護区の名称
国指定大東諸島鳥獣保護区
- (2) 国指定鳥獣保護区の区域
沖縄県島尻郡北大東村北大東島の区域及び同郡南大東村
- (3) 国指定鳥獣保護区の存続期間
平成16年11月1日から平成36年10月31日(20年間)
- (4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

①国指定鳥獣保護区の指定区分 希少鳥獣生息地の保護区

②国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄島から東へ約400キロメートルの洋上に位置する隆起環礁による海洋島であり、海洋によって大陸及び日本列島等の近隣地域から隔離されてきた地域である。北大東島及び南大東島は、いずれも海岸線は断崖で、中央部は盆地状で池沼が点在している。

このような隔離された自然環境を反映して、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物―レッドデータブック―哺乳類」(環境省編)に記載された絶滅危惧ⅠA類のダイトウオオコウモリの生息地となっているほか、鳥類では「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物―レッドデータブック―鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧ⅠA類のダイトウノスリの生息地ともなっている。

また、コアホウドリ、オオヨシゴイ、セイタカシギ等の希少な鳥類及びダイトウカイツブリ、ダイトウコノハズク、ダイトウヒヨドリ、ダイトウメジロ等固有の亜種を含む数多くの種が生息している。

このように、当該区域は、隔離された海洋島特有の自然環境を基礎として、希少な哺乳類及び鳥類が多種確認されるという特徴を有していることから、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ・鳥獣の採餌環境の整備のため、鳥獣の餌となる植物の植栽の検討を行う。

2 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積 総面積4,251ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	1,053 ha
農耕地	2,508 ha
水 面	187 ha
その他	503 ha

イ 所有者別内訳

国有地 13 ha

国有林 1 ha

国有林以外の国有地 13 ha

農林水産省所管 1 ha
 財務省所管 11 ha
 国土交通省所管 2 ha

地方公共団体有地 1,661 ha

都道府県有地 172 ha

制限林 46 ha
 その他 126 ha

市町村有地等 1,489 ha

制限林 956 ha
 その他 533 ha

私有地 2,577 ha

制限林 6 ha

保安林 6 ha

砂防指定地 1 ha

その他 1 ha

普通林 4 ha

その他 2,567 ha

公有水面 1 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 1 ha

自然公園法による地域 1 ha

文化財保護法による地域

- ・北大東村指定中野ビロウ群落 1 ha
- ・国指定南大東島東海岸植物群落 54 ha
- ・国指定大池のオヒルギ群落 6 ha
- ・国指定長幕崖壁及び崖錐の特殊植物群落 9 ha
- ・沖縄県指定北大東村字中野北泉洞 3 ha
- ・南大東村指定ダイトウオオコウモリの生息地北の1 1 ha
- ・ " " 南の1 1 ha
- ・南大東島西港旧ボイラー小屋 115 m²

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

北大東島及び南大東島は、沖縄島から東に約400kmに位置し面積は、北大東島1,194ha南大東島3,057ha、合計4,251haである。

イ 地形、地質等

北大東島及び南大東島の海岸線はいずれも高さ10～20m程度の断崖となっており、中央部は盆地状で、その盆地に北大東島では約20カ所の、南大東島では100カ所以上の池沼が点在している。両島はサンゴ環礁が隆起して出来た島であり、両島の小高い部分（環状丘陵地帯等）は環礁だったところであり、盆地部分は礁湖（ラグーン）だった所である。

また、両島は典型的な隆起環礁の島で、ほとんどが石灰岩で構成されており、表面の土壌はテラロッサと呼ばれる赤土である。石灰岩の中には、貝やサンゴの化石や堆積岩であるレインボーストーンが見られる。

ウ 植物相の概要

両島は約100年以前の無人島の時代はダイトウビロウ、アコウ、タブノキ、ダイトウシロダモ等の草木がうっそうと繁茂していたが、入植後の開墾、燐鉱石の採掘、度重なる火災等で多くの森林が失われた。

大正時代になって防風・防潮林としてリュウキュウマツ、モクマオウ、フクギ等が植林され、現在も島を囲うような形で防風林として残っている。

また、大東諸島の固有種として、ダイトウシロダモ、ダイトウセイシボク、ダイトウワダン、アラゲタケ、ボロジノニシキソウ、クロミノシンジュガヤ、ルゾンヤマノイモ、ユズノハカズラ、ナガバアサガオ等の植物が生育している。

なお、北大東島の長幕、南大東島の池周辺のおヒルギ群落及び東海岸地域の海岸植物群落は、国の天然記念物に指定されている。

エ 動物相の概要

当該区域には、無人島時代哺乳類はダイトウオオコウモリしかいなかったと言われているが、入植後、クマネズミ、イタチ等が生息している。

爬虫類も、入植後スッポン、ミシシッピーアカミミガメ、ホオグロヤモリ、オガサワラヤモリ、メクラヘビ等が定着している。

両生類は、オオヒキガエル、ミヤコヒキガエル及びヌマガエルが生息している。

魚類は、ナイルテラピア、タイワンキンギョ及びコイが生息している。

甲殻類は、ヘリトリオカガニ、カクレイワガニ、ヤシガニ及びムラサキオカヤドカリが生息する。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

- ・平成14年度 有害鳥獣捕獲許可件数 該当なし
- ・平成15年度 有害鳥獣捕獲許可件数 該当なし

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

- | | | |
|-----------|----|---|
| ①鳥獣保護区用制札 | 10 | 本 |
| ②案内板 | 4 | 基 |

(別表)

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
カイツブリ	カイツブリ	○ カイツブリ	
		ダイウカイツブリ	
		ハジロカイツブリ	
		カンムリカイツブリ	LP
ミズナギドリ	アホウドリ	アホウドリ コアホウドリ	VU, 国天, 国内希少 EN
	ミズナギドリ	カワリシロハラミズナギドリ シロハラミズナギドリ アナドリ オナガミズナギドリ	DD
	ペリカン	アカオネツタイチョウ	EN
ウ	カツオドリ	カツオドリ	
	ウ	カワウ ウミウ	
	ゲンカンドリ	オオゲンカンドリ コゲンカンドリ	
	コウノトリ	サギ	ヨシゴイ オオヨシゴイ
トキ	トキ	○ リュウキュウヨシゴイ	
		ゴイサギ	
		ササゴイ	
		アカガシラサギ	
		アマサギ	
		○ ダイサギ	
		○ チュウサギ	NT
		○ コサギ	
		カラシラサギ	DD
		クロサギ	
○ アオサギ			
カモ	カモ	ムラサキサギ	
		ヘラサギ	DD
タカ	タカ	クロツラヘラサギ	CR
		コクガン	VU 国天
		サカツラガン	DD
		コハクチョウ	
		オシドリ	
		○ マガモ	
		○ カルガモ	
		○ コガモ	
		オカヨシガモ	
		○ ヒドリガモ	
		オナガガモ	
		シマアジ	
		○ ハシビロガモ	
		ホシハジロ	
		メジロガモ	
キンクロハジロ			
スズガモ			
ツミ	ツミ	○ ミサゴ	NT
		トビ	
		オオタカ	VU, 国内希少
		アカハラタカ	
		○ ツミ	
		ハイタカ	NT
		ノスリ	
		ダイウノスリ	CR, 国内希少
		○ サシバ	
		ハイイロチュウヒ	
チュウヒ	VU		
ハヤブサ	ハヤブサ	○ ハヤブサ	VU, 国内希少
		○ コチョウゲンボウ	
		○ チョウゲンボウ	

		アオバズク	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ ヒメアマツバメ アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン ○ カワセミ	
	ヤツガシラ	ヤツガシラ	
スズメ	ヒバリ	ヒバリ	
	ツバメ	ショウドウツバメ ○ ツバメ ○ リュウキュウツバメ コシアカツバメ ○ イワツバメ	
	セキレイ	イワミセキレイ ツメナガセキレイ マミジロツメナガセキレイ ○ キセキレイ ハクセキレイ ホオジロハクセキレイ マミジロタヒバリ ピンズイ ムネアカタヒバリ	
	サンショウクイ	サンショウクイ リュウキュウサンショウクイ	VU
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ ダイトウヒヨドリ	
	モズ	○ モズ アカモズ シマアカモズ	
	レンジャク	ヒレンジャク	
	ミソサザイ	ミソサザイ ダイトウミソサザイ	EX
	ツグミ	ノゴマ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ ○ イソヒヨドリ ○ トラツグミ クロツグミ アカハラ ○ シロハラ ツグミ	
	ウグイス	ヤブサメ ○ ウグイス ダイトウウグイス オオヨシキリ ムジセツカ キマユムシクイ メボソムシクイ ククイタダキ	EX
	ヒタキ	マミジロキビタキ キビタキ オオルリ サメビタキ エゾビタキ コサメビタキ	
	シジュウカラ	ヤマガラ ダイトウヤマガラ	EX
	メジロ	○ メジロ ダイトウメジロ	
	ホオジロ	○ カシラダカ ミヤマホオジロ ○ アオジ	
	アトリ	アトリ	

	カワラヒワ
	マヒワ
	○ イカル
	シメ
ハタオリドリ	○ スズメ
ムクドリ	コムクドリ
	ホシムクドリ
	ムクドリ
カラス	ミヤマガラス
	ハシブトガラス

合計(種・亜種)	202
----------	-----

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
	オオコウモリ	○ ダイトウオオコウモリ	CR、国天、国内希少

合計(種)	1
-------	---

(注)

1. 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。

2. 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天:国指定天然記念物

レッドデータブック(平成14年、環境省)

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

LP:絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

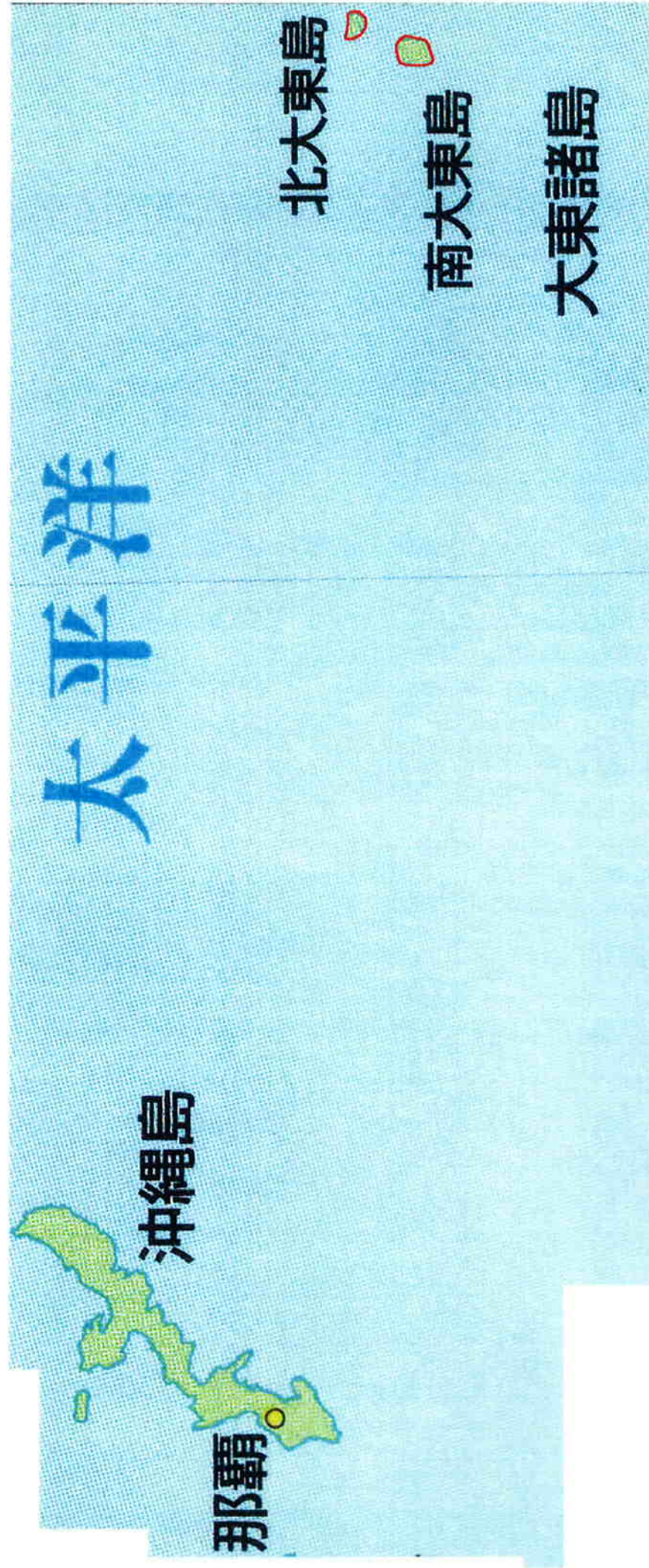
3. ○印は2003年3月の鳥類調査で観察された鳥類。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

大東諸島鳥獣保護区位置図

1/1,450,000



 鳥獣保護区



大東諸島鳥獣保護区区域図 (北大東島)



鳥獣保護区

特別保護地区



大東諸島鳥獣保護区区域図(南大東島)

